

令和2年5月

保護者の皆様へ

世田谷区教育委員会

自宅学習用タブレット型情報端末等の臨時貸与について

世田谷区では、今回の学校臨時休業期間が長期化しており、ＩＣＴなどを活用しての子どもの自宅学習の支援など、学習環境の整備を図ってまいります。

そのため、スマートフォンなど、インターネットに接続することができる通信機器を保有していないご家庭に、タブレット型情報端末等を貸与することとしましたのでご案内します。

なお、今回の機器貸与は、臨時に行うもので、学校におけるタブレット型情報端末の整備を始めとしたＩＣＴ環境整備につきましては、別途取り組んでまいります。

記

1 対象者

世田谷区立小学校3年生又は4年生の児童がいるご家庭で、ご家族や同居の方の利用する機器を含めて、スマートフォン、タブレット型情報端末、パソコンなどインターネットに接続するための機器を保有していないご家庭

※ 児童が、家庭での学習のために、何らかの形で利用できるスマートフォン等がある場合は機器貸与の対象者となりません。

※ 今回、確保できるタブレット端末は限りがあるため、万が一申請数が多数の場合は、上級学年から順次貸与させていただきます。

2 申請手続

貸与申請書（別紙）に必要事項を記載の上、次のいずれかの方法によりご提出ください。

- ① 児童が在籍する学校への貸与申請書の提出
- ② ファクシミリによる貸与申請書の提出

【ファックス先】 03-5432-3028（教育総務課 教育情報化担当）

3 申請期限

令和2年5月29日（金）（必着）

4 貸与物品

1世帯に対して「タブレット型情報端末」及び「モバイルWi-Fiルーター」各1台の無償貸与

5 貸与予定期間

6月上旬から当分の間

【お問い合わせ先】 世田谷区教育委員会事務局 教育総務部

教育総務課 教育情報化担当 電話：03-5432-2969